

デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2023年6月1日時点

No.	質問	回答
【1. 事業全般について】		
1	何社程度の採択を予定しているか。	採択件数の目安は設けていません。
2	公募説明会は開催しないのか。	公募説明会の開催は予定しておりません。ご質問がある場合は、ウェブサイト上のお問い合わせフォームを用意しております。
3	設備導入と実証事業の違いは何か。	実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを試験し、その有効性や経済性などを確認することを意味し、設備導入とは実証ではない設備の本格的な導入を意味します。
4	複数の実証、設備導入と実証事業両方について申請は可能か。	複数事業の申請は可能です。その場合、1事業毎の申請となります。他方、同一事業を分割して複数案件として申請する場合や、複数社から同一案件をそれぞれ申請する場合などは対象外となります。また、1申請案件において実証事業と設備導入を同時に選択することはできません。
5	補助金交付額が最大3億円とあるがこれはどういうことか	補助事業全体に要する経費に対し、企業規模別の所定の補助率を用いて算出された額が補助金交付額となり、経費のサイズによって補助金交付額は変化しますが、1つの補助事業に対する補助金交付額の上限が3億円となります。
6	補助率はどのような計算になるのか。	以下の企業規模ごと（大企業、中小企業）の補助対象経費別の補助率となります。 ○企業規模別の補助率について ・大企業については、補助対象経費のうち1/3 ・中小企業については、補助対象経費のうち1/2

デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2023年6月1日時点

No.	質問	回答
【2. 補助対象者について】		
1	申請はどんな法人でも可能か。	次の要件を満たす民間事業者及び団体による申請が可能となっております（公募要領「2.補助対象者」に記載）。 (1)日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。 (2)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 (3)経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 (4)会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。
2	外資系企業による申請は可能か。	公募要領に記載の「2.補助対象事業者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。
3	製造業でないと支援対象とはならないのか。	業種が製造業でなければならないということはありません。公募要領に記載の「2.補助対象事業者」に記載する要件を満たし、「3.補助対象事業の概要等」に記載の補助事業の要件を満たす事業内容を遂行する事業者・団体等であれば問題ありません。
4	補助対象事業者、補助申請者、補助交付契約者、共同事業実施者の違いを教えてください。	公募要領の「1.事業の目的」に記載の通り、それぞれ次の者を指します。 「補助対象事業者」：補助申請に当たった要件を満たす者 「補助申請者」：事業への申請を行った者（日本法人） 「補助交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者（日本法人） 「共同事業実施者」：補助交付契約者と共に補助対象事業を実施する法人等
5	他の補助金に採択された企業が応募できるか・採択され得るか	企業の他の事業が、他の補助金に採択されていることは問題ありませんが、申請事業のうち国の助成する他の制度による補助金・委託費等を受けている費用については補助対象外となります。
6	みなし大企業とはなにか	中小企業基本法においては中小企業と認められるものの、本事業では大企業と同様の補助率を適用する企業です。具体的な要件は公募要領をご覧ください。 みなし大企業となった場合、申請区分は大企業区分となり補助率が変わります。
7	コンサルやシンクタンクによる提案は可能か	コンサルやシンクタンクによる提案であっても、「3.補助対象事業の概要等」に記載の補助事業の要件を満たす事業内容を遂行するのであれば問題ありません。
8	採択後の申請者及び共同申請者の変更は認められるか。	採択は、申請者及び共同申請者（共同事業実施者）の評価を含めて行われるため、申請者及び共同申請者の変更は原則として認められません。ただし、共同申請者の変更について、交付契約後の計画変更の手続きにより、変更が認められる場合があります。

デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2023年6月1日時点

No.	質問	回答
【3. 補助対象事業について】		
1	ASEAN域外の国・地域に立地する事業は、対象となり得るのか。	実施事業がASEAN地域を含んでいなければ、補助対象にはなりません。
2	複数の国や拠点で設備導入する事業は可能か。	ASEAN域内の複数の国や拠点で、同じ事業内容の設備導入であれば、ひとつの案件として申請可能です。他方、各国において事業内容が違う場合は、事業を分けてそれぞれで申請してください。
3	経済産業省及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に提出するユースケースに、外部に出せない機微情報が含まれている場合はどうすればよいか。	経済産業省及びERIAに提出されるユースケースについては、相談のうえ、機微情報などは除いた可能な範囲で提出することが可能です。
4	ウラノス・エコシステムの取組協力は必ずしないとイケないのか。	ウラノス・エコシステムの取組協力は必須要件ではなく推奨要件ではありますが、取組協力がある場合は審査の際に考慮されます。

デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2023年6月1日時点

No.	質問	回答
【4. 申請書類について】		
1	提出すべき書類は何か。	公募要領の「5. 公募期間・応募手続き」中の【提出書類】部分に記載の書類を、ホームページ上のwebフォームからご提出ください。
2	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入ください。なお、事業では交付契約以後に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。交付契約は採択から1～2か月程度要しますが、提出いただいた書類に不備があるとさらに遅くなる可能性がございます。事業計画は余裕を持ったものを策定してください。
3	グループとして申請する場合、各提出資料は幹事法人のもののみを提出すればよいのか。	申請を行う幹事法人のほか、協働する企業についても申請書類の事業提案概要中の「共同事業実施者概要」の欄に記載いただくこととなります。また、公募要領「5. 公募期間・応募手続等」に記載の「提出書類一覧表」の「6.会社概要等（パンフレット等を添付）」に関しては、協働する企業全てについて提出ください。
4	申請時に見積書や相見積書の提出は必須か。	申請時に提出は不要です。但し、採択決定後の交付契約の手続きの際に、補助対象経費の金額の妥当性を確認させていただくため、原則として経費概算の証憑となる資料として仕様書、見積書、相見積書等の提出が必要となり、それらが整わない場合は交付契約に至りませんので、採択決定の前の段階から可能な限りご準備いただけますようお願いいたします。
5	決算書類はなぜ必要なのか。必要事項をメモ書きしたもので良いか？	決算書類は正式な書類のコピーを提出ください。 補助申請事業が投資過大でないか、みなし大企業ではないかなど審査の重要な書類となります。

デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2023年6月1日時点

No.	質問	回答
【5. 補助対象経費の範囲について】		
1	土地・建物の費用は補助対象となるか。	土地・建物の費用は補助対象費には含まれません。補助対象経費については、公募要領「6. 補助対象経費」を参照ください。
2	契約時に申請していた経費と事業開始後の実費に差異が生じた場合はどうすればよいか。	経費区分（添付の経費概算書の人件費、事業費）内の流用は可能です。 経費区分を越えた流用は計画変更承認申請書（交付規程 様式第8-1）が必要です。 なお、各区分への配分額のうち、少ない方の額の20%以内を流用する場合は申請書の届け出は不要です。
3	人件費の算出はどういった方法で行うのか。	人件費については下記のとおり定義しております。 ■人件費とは、本事業に従事する者の作業時間に対する給与とその他手当を指す。 ■人件費は原則として、計算式（人件費 = 時間単価※1 × (作業)時間数※2）により算出する。 時間単価※1：「実績に基づく単価」あるいは「健保等級単価」のいずれかで算出。 時間数※2：本実証事業に従事した分についてののみを計上。 時間数の算出にあたっては、人件費単価の提出や所定様式の業務日誌の作成が必要 なお、労働関係法の規程時間数超過する時間は認められません。
4	在ASEAN地域の共同事業実施者が、補助交付契約者（日本法人）から調達する場合、もしくは同関係会社から調達する場合も、補助対象経費に含まれるか	補助交付契約者が設備を調達した時点の購入費が補助対象経費となります。但し、補助交付契約者と在ASEAN地域の共同事業実施者との当該設備の売買等にかかる契約書や、現地での検収を証明できるもの等の関連証憑の整備が条件となります。
5	補助交付契約者が自社内で調達する場合、補助対象経費に含まれるか	補助対象経費の実績額の中に補助交付契約者（自社）及びグループ会社の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、自社内、すなわち、補助交付契約者自身及びグループ会社から調達等を行う場合は、一般管理費を除く原価当該調達品の製造原価などのみ補助対象経費に計上可能とします。ただし、グループ会社からの調達であっても、通常の調達手続きに則って相見積を取得し、価格の妥当性が検証されていれば、利益、一般管理費も含め、補助対象経費として認定します。但し、補助交付契約者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。
6	事業にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となるか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定や仕様変更費用についても補助対象となります。ただし汎用性のあるものは対象外です。
7	中古設備の購入は補助対象か。	価格設定の妥当性が明確でない中古設備の購入費用は補助対象外となりますが、型式や年式が記載された相見積もりを3者以上から取得している場合等は補助対象となります。詳しくは公募要領をご参照ください。
8	事業実施法人が設備を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地での設備輸入に係る関税等の諸税は補助対象となるのか。	輸出入時に課される関税及び設備導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は助成対象費用への計上を認めます（減税された結果残った関税等も助成対象費用の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられることがわかった場合は、還付された金額を返納する必要があります。 設備導入国において設備を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。

デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2023年6月1日時点

No.	質問	回答
【6. 事業の実施について】		
1	補助金の前払い・概算払いは可能か。	事業終了後の精算払いのみとなります。
2	採択されたらいつから補助金を得られることができるのか。	補助対象事業が終了し、事務局による確定検査が行われた後、所定の手続きに従って支払いが行われます。
3	補助対象設備を変更しても良いか。また、その際は変更届が必要か。	補助対象設備を変更するためには、事前に事務局の承認を得る必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。
4	補助金の支払いは日本になるのか。	補助金のお支払いは補助交付契約者の口座（日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している企業の口座）のみとなります。
5	生産設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須なのか。	原則として2者以上の見積もりが必要となります。発注の性質上2者以上の見積もりが困難な場合には随意契約も可能ですが、その際には発注先を随意契約の対象とする理由書を提出いただく必要があります。理由書においては、調達価格の妥当性についての証明する書類として、価格記載のあるカタログ、調達メーカーが作成した定価証明、過去に同製品を購入した際の支払関連資料等が必要となりますので、予めご留意ください。
5	計画変更承認が必要なのはどのような場合か。	申請いただいた事業内容を変更するなどです。詳細は「交付規程」の記載を参照ください。
6	補助事業完了時とはいつの時点か。	設備導入に係る発注・納入・検収・支払い等すべての事業手続きが完了した日、又は事業実施期限のいずれか早い方です。
7	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。	採択通知後に所定の手続きをいただき、交付契約が完了した後に発生した経費のみが補助対象となります。なお、交付契約時には、経費の妥当性等の確認のため、経費概算および関連証憑をご提出いただく必要があります。これらの書類に不備があると交付契約に至りません。申請段階で見積書や相見積書などの関連証憑を早めにご準備いただくことをおすすめします。
8	補助対象となる事業について、交付契約前に発注や契約等を開始して良いのか。	交付契約が完了した後に、発注や契約等により発生した経費のみが対象となりますので、補助対象経費に計上している設備等の発注や契約等は、交付契約日以降に開始してください。ただし、補助対象経費に計上していない設備等の発注等は、交付契約前に行っても構いません。
9	採択された後、事業を開始するのは1年後でも良いか。	事業スケジュールも含め審査の対象になりますが、予め予定していたスケジュールであれば構いません。ただし「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、場合によっては採択決定を取り消しになる可能性もあるため、採択後は速やかに書類の準備に取り掛かっていただく必要がございます。
10	補助対象経費とする機械器具装置等の契約はいつから可能か。	補助対象とする器具等の発注や契約は、交付契約日以降に行っていただく必要があります。